一井上馨関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻 明治一五年三月から明治二六年四月まで一

井上馨関係文書講読会

持つことは言うまでもない。 代政治史研究において、伊藤博文に関する史料が重要な意味を伊藤博文は明治期の日本を代表する政治家の一人であり、近

伊藤に関する史料としては、第一に、当館憲政資料室所管

○)、『伊藤博文伝 上、中、下巻』(春畝公追頌会編 春畝公追『伊藤博文秘録 正続』(平塚篤編 春秋社 一九二九~一九三巻』(伊藤博文著 小松緑編 伊藤公全集刊行会 一九二七)、自筆覚書を主たる所収史料としている。『伊藤公全集 第一~三自筆覚書を主たる所収史料としている。『伊藤公全集 第一~三件 原博文関係文書』約六千点を挙げることができる。伊藤家「伊藤博文関係文書」約六千点を挙げることができる。伊藤家

文書研究会編 塙書房 一九七三~一九八一)等の公刊史料の頌会 一九四〇)、『伊藤博文関係文書 一~九』(伊藤博文関係

『松方正義関係文書

第六巻』(松方峰雄〔ほか〕編 大東文化

れ、数において際だっているのは、「井上馨関係文書」所収の二じく憲政資料室所管の文書中、約六○家の文書に存在が認めら諸家旧蔵文書中の伊藤発信書翰も注目すべき史料である。同底本を多く収めている。

四二通、「伊東巳代治関係文書」所収の二一七通、「松方正義関

されている。また「松方正義関係文書」所収のものについても、関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻」と題して、二一五通が紹介誌研究』第四七・四八号(一九九七)において、「「伊東巳代治いが、「伊東巳代治関係文書」所収書翰については、当『参考書いが、「伊東巳代治関係文書」所収書翰については、当『参考書解文書」所収の一四七通である。

大学東洋研究所 さて、本稿にて紹介するのは、 一九八五)として刊行され 当館憲政資料室所管「井上馨

第二次伊藤内閣組閣後の明治二六年四月までの八四通を翻字し 関係文書」所収伊藤博文発信書翰二四二通中の一部である。 今回は、憲法調査のため伊藤が渡欧する明治 一五年三月から、

た。内閣制度の導入、初代内閣総理大臣就任、憲法制定を経て、

伊藤が権力の中枢にその位置を確立していった時期の書翰であ 井上馨は、木戸孝允死後の長州閥において、伊藤、

情報が浮かび上がることが期待できる史料である。 等の政界情報が含まれる点が重要である。また、盟友井上に対 博文発信書翰と併せて丹念に読解して行くことにより、 時期の「伊藤博文関係文書」所収の書翰や覚書、 する伊藤の心情吐露が書翰の随所に観られるのも興味深い。同 組閣、条約改正交渉、議会対策等に関する意見、政治家の動き から翌年二月まで、内閣総理大臣臨時代理をも兼務している。 藤内閣では内務大臣を務め、伊藤にかわって明治二五年一一月 隆内閣では農商務大臣を務めるものの辞職、その後の第二次伊 伊藤内閣の外務大臣として条約改正交渉にあたり、次の黒田清 とともに「長州の三尊」と称され、伊藤の若年からの盟友であっ た。明治一五年から明治二六年までの間、外務卿および第一次 この時期の「井上馨関係文書」所収伊藤博文発信書翰には、 他家宛の伊藤 山県有朋 新たな

1

九年度「図書館情報学専門研修」受講生を中心に結成された。 海靖先生(政治史料課前客員調査員)が講師を務められた平成 本稿の執筆者となっている「井上馨関係文書講読会」は、鳥

> 子、幡谷祐子、膝舘寿巳恵 (五十音順)。 沼宜規、 ている。メンバーは次の通りである。 現在は、 鈴木宏宗、竹林晶子、冨田圭一郎、 沼田哲先生(政治史料課客員調査員) 芦田淳、 中澤彰人、中島尚 に御助言を頂い 上田由紀美、 大

凡例

複製版に収められ、 発信の八四通を翻刻、 博文発信書翰につき、明治一五年三月から明治二六年四月まで これらの書翰は、全て当館作成の「井上馨関係文書」冊子体 翻刻にあたっては、次の方針に拠った。 本稿は憲政資料室所管「井上馨関係文書」中の井上馨宛伊藤 憲政資料室において閲覧に供されている。 掲載するものである。

- に、六三~八四の書翰は第八冊に収められている。 第一○))中「書翰の部」の「伊藤博文」項目の配列に従 〜六二の書翰は「井上馨関係文書」冊子体複製版の第七冊 い、便宜上一~八四の通し番号を付与した。通し番号 考書誌部編 国立国会図書館 一九七五 (憲政資料目録 書翰の配列は『井上馨関係文書目録』(国立国会図書館参
- 年月日は、同目録に従って表記した。

漢字は原意を損なわない限り常用漢字を用いた。

2

4 3

- 等もつとめて現行通用の平仮名に改めた。 片仮名は名詞以外は原則として平仮名に統一し、
- 当て字等は原史料のままとした。
- 便宜のため句読点を付した。
- 封筒の表裏の記載他を註記した。

7 6 5

明治15年3月22日

三月廿二日

博文 拝

馨賢台

り、此意乍失敬御通報被下度候。海軍卿へ別而宜布、解纜之節は殊に同卿之厚意を荷感謝之到な

二 明治15年6月9日

は昨日来少々御不例に被為在候に付、明朝之御模様に而御差支に而鎮台の細君と一同に謁見可被仰付との事に御坐候、尤皇后細君謁見之処大臣へ相伺宮内卿を以、聖上に相伺候処洋服之侭

之事に可有之と奉存候。為之。匆々敬具由上着自殿引なり通常之フロッグコートには無之候、多分此後同様大蔵卿迄宮内より照会中之趣に御坐候処リードの時は御略服之不例なれば御快気次第に可相成事と奉存候。聖上御着服之儀はなれは宮内より直々御通達に相成筈に御坐候。若又明朝皇后御

六月九日

博文

受許とつうゴ

、註〕 明治12年のものと推定される。

三 明治15年7月5日

五月二日之貴翰六月二十六日相達敬読仕候。本年も亦御宿痾再

般烟草製造者之不服なると、貧人に不幸を蒙らしむるの点に而、般烟草製造者之不服なると、貧人に不幸を蒙らしむるの点に而、性疾。○条約改正一条追々進歩、既に税目之談に迄及ひ、英公供。の論賢台之御待遇其宜を得たる之効とは乍申、真之プラク供。勿論賢台之御待遇其宜を得たる之効とは乍申、真之プラク供。勿論賢台之御待遇其宜を得たる之効とは乍申、真之プラク供。の論賢台之御待遇其宜を得たる之効とは「中恐らく其右には反対論者二百六十余に而、賛成者は僅に四十余名なり。下然は反対論者二百六十余に而、賛成者は僅に四十余名なり。下然は反対論者二百六十余に而、賛成者は僅に四十余名なり。下去昨年程之御大患に無之候は、御不幸中之幸と謂わさるを不住疾。○条約改正一条追々進歩、問不幸中之幸と謂わさるを不住疾。○条約改正一条追々進歩、問不幸中之幸と謂わさるを不住疾。○条約改正一条追求、既に税目之談に返り、

条に付其文意を解する位に而は其精神も実際も呑込候事は出来 良否得失を講論するは実に寝食を忘するの心地仕候。決して箇 意味を解釈する事を得る位に而頗難渋を覚へ申候。 政の取調にはテカニツカルの言語多く、 者を送らされは不自由勝に而実に困難の事不少、殊に憲法や行 ひ候積に御坐候。 有地に在る山間の湯治場に避游するとの事に付、其地に就て学 スタイン師を訪ひ其説を承り度企望罷在候。同師は炎暑中其所 に御坐候故、事宜に寄り同時より澳国に赴き、彼国之有名なる の外妙は無之と奉存候。グナイス師も来八月初旬より入浴之等 能事にして学識ある先生に就て時間を惜ます閑談する事を得る の自国の現政に及々たる上官等と国家の組織抔を討窮するは不 被察候。外務卿農務卿等には数回面晤種々談話も仕候。兎角彼 生を為引合度企望之様子に御坐候へ共、彼是都合出来兼候事と 中に面会するも妙は無之と相考申候。青木は頻に心配いたし小 刺を返したる迄に而未経一面、 る事を知るに足れり。 聞取りたる者少しと云位なり。是れ健康も甚インヘリヲノルな 回議院に臨、 に不到候故多く其領地に引篭居候。閉院前に暫時帰府して両三 其顔色を伺ふて事を為すの勢に被察、 も如意ならさるより、 ビス之論する所を誰も至当とせさる趣に被察申候。 釈を聞くグナイスト抔も甚不服を唱へ居申候。何分ビス先生 学問上の分析に而其事柄に付論窮不仕而は只皮相の事の 毎度二時半計の長演説なるに音声甚微にして能く 何分独逸之事を取調候には独逸学に通暁する ○小生到着後名刺を投したれは彼より名 近頃は頻りに怒気を発し、 即今彼かエキサイトメント之最 勿論同人病気も兎角全癒 小生も英語に引合せ其 配下の連中も 小生が此頃

> 声可被下候。 度ものと熱心罷在候。 度奉存候。 御到着之上何卒欧洲之形勢を熟覧有之度と希望仕居候。 伝言可被下候。 之都合等をも申聞せ候処、 遊之事は彼是御高配之趣、 魯帝即位は其期未定、 柳原も已に両回当地へ罷越 為其。 成丈其骨子の在る所を探求し、 内閣諸公へ別書差出不申候故賢台より宜布御鶴 匆々拝具 有栖川宮既に御発途之趣柳原より伝承仕 余程憤発仕居候故、 是非一応来遊いたし候様御工夫有之 恐らく今年は六ケ敷かと奉存候。 候に付、 幾分か其功能を得 岩公へも此旨御 懇々現情及将来 板垣外

七月五日

世卜乞言

四

年1月8日

寧ろ宗教論の為めなる事不容疑、 シエチーブを為取、成るも不成も結局を試るの外無之相考申候。 引受能き方に御坐候。愚考に而は今一度是非独逸をして、 聞、何卒尽力為致度候。近日事儀に寄り僕ビスに面会の都合も 候処、 乍然法権は到底如我意不相成は判然に御坐候。 有之、旁引当てには難相成、 政談をされては即答に困却する抔、過日むすこに面会之節内話 出来候哉の内話も有之候故、 くなれとも、是以引当には不相成、青木へも僕頻に八ケ間布申 条約改正之事は各国公使等之報告に而万事御熟知之事に可有之 英仏共に頗る六ケ敷、 場合を見て申込候積に御坐候へ共、 唯外務に奉勤するホーレーベン稍 独逸は聊か助くるの内意あるか如 松方兄へ差送りたる書面と対 此儀は道理より イニ

照御覧可被下候。 匆々敬具

月八日

世外老台 坐下

博文

不承知無之候へは僕と同時に帰朝御申付可被下候 伯林公使館書記生山県伊三郎帰朝之事、 山県へ申遣置候。 同人

明治16年3月1日

立置候間、 爾来御壮剛奉敬賀候。 出立帰途に上る積に御坐候。 との事なり。○後藤は伯林に而面会談話相分候得共、板垣は到 垣等も戸倉の金五千円を岡本其外に被押為換無之為めに大困 匆々敬具 而仏蘭西の如きは未た不自由国に而不足取と謂か如き有様に に付同人を巴黎より呼寄面会仕候処、丸て話にならぬ自由家に 底不可化ものに可有之と被察候。即今小生ブルクセール滞在中 .面会談話を聞く筈に御坐候。是も四五日中は巴黎へ帰り可申 ○小生は両三日中より竜動に渡り四月下旬又は五月の初に 誰も相手になる者は無之候。後藤は維也納へ罷越スタイン 夫故今村に相渡可申金も余分無之趣、旁早く御運ひ相願度 至急御裁可電報を以て速に御報知奉願上候。 今村和郎留学之儀過般御通信之通此節申 余は譲後鴻。時下御自愛是祈。 後藤板

三月一日

博文

今縦令我より少々鼓動したりとて功能は無之と被察申候。英国

爾来御清穆敬賀仕候。 明治16年4月27日

候処、 を為持度之内意も相含居候事に御坐候故、不悪御承知被下度 廻文を差出候筈、詳細青木より及御報道候儀と奉存候。 候。条約改正一条独逸政府より窃に周旋するの目的に而各国 其難事たるを感覚仕候。勿論面晤に細縷を尽し可申に付相略申 要領は尽し候心得に御坐候。乍去憲法政治之事は学得るに随 に御坐候。英国滞在殆んと二箇月間毎日取調に従事、 右請求高に而も或は不足相生候歟難計尚現情に依り相伺候心得 縮之至に御坐候処、何分諸品騰貴、不得止儀は洞察可被下候。 無之、愈決行之事と被察申候。入費之儀は彼是御手数を煩し恐 面会之上魯京へ罷越候積に御坐候。此度は即位式も延行之模様 候。 に無之候故不申出候得共、近日発途前森より為及照会、一応条 入之事も多少ビスの感覚を引起し、我日本之為にインテレスト と交渉せしむるは甚難し。仏人自からも独行之積に御坐候故、 御心配之事は有之間布と奉存候。尚御直話に而御聞取可被下 無之、先つ到て穏当なる論に御坐候故、条岩二公に於ても左程 而は同人之将来政治目的をも承候処、一切害に相成候様之事は ては欧洲政治は不出来との感覚有之様被察申候。柳原帰朝に付 約之事も及開談度愚考罷在候。板垣後藤も已に渡英、 仏国の東京処分は愈着手之筈に御坐候処、 当国に而グランビールにも面会仕候へ共、外交談話の時機 後藤も格別得る処可有之とは不被思候得共、 板垣は到底欧洲之事情を解得する事難かるべしと被察申 陳小生儀も愈一 両中発途巴黎へ渡航花房 此事を朝鮮 到底学問なく 徹頭徹尾 面会も仕

75.

依り、 と云に到ては如何可有之歟。同人の人物論に無之、第一賢台の 引戻し御登用相成候へは大に便益たる不俟論。乍然賢台の後任 折候は随分可然様奉存候。青木も固より細君の異存に不関して 抑揚制其宜の外無之事と奉存候。○先便森帰朝之儀申上候処如 抗は出来申間布と被察候へ共、前途之現況に依り我外交政略も 可申。乍去愈仏政府の政略断行之場合に到候へは、支那人も抵 底兵力を用ゆる迄に支那之手段が及ふ時は、 に有之候へ共、仏も之か為めに躊躇するの積には有之間布、 頓着する模様無之候。曽紀沢は即今仏政府へ対し談判中之様子 議事に而も両三日前内閣へ問題を懸け候議員有之候へ共、 ケ間布難申上候。甚乍失敬山県松方諸先生へ宜布御伝言奉願上 勤止上より甚六ケ敷事に可有之、此儀は拝晤之上ならては議論 何御考案有之候哉。同人も当国に而学者仲間と頻に交際せしに 余り能き者には無之候へ共夏服引地少々差送候間御落手可 余程昔日の観を改めたる様覚へ申候。学問上の事に為骨 匆々敬具 小生帰朝は八月頃に相成可申、 此段御含置可被下候。 随分大事件に立到

四月念七日

博文

七 明治16年4月28日

充分相探候上ならては容易に乗し候訳に参申間布愚考仕候故、御坐候処、如何程之点迄協同之効力を達せしむる意底なるや、仏政府東京一条に付支那に対し我と協同云々之内議有之候趣に別紙相認置候後光明寺書記官及マルシヤル等より之通信有之、

儀も電報写は已御落手之事に付逐条御意見御示可被下候。

覧封入仕候。敬具は仏公使館書記生大山より小生へ差出候書面に御坐候。為御一は仏公使館書記生大山より小生へ差出候書面に御坐候。為御一談判書はマルシヤールより直に差上候趣に付別に不呈候。別紙一両日中小生巴黎へ罷越深議相試候上、以電報可及御照会候。

四月廿八日

外務卿殿

八 明治16年12月23日

之廉は其事理を明にし、御弁拆有之候方可然歟と愚考仕候。 に付此侭に閣き、プランケット到着改正事件開談之上、 政府へ返答に及候共、充分我政府之意を貫徹する事難かるべく 已に有之候処、愚考に而は即今電報を以不同意之廉を挙け彼の 如く取計候外有之間敷、尚御考案も御坐候へは御告声可被 参事院へ転任之外致方有之間布と存候。尚又西郷山田等之議論 即今他へ移転之事難言出事情に有之、旁愚考に而は吉田は矢張 未定に而、兎も角も一応関西巡視帰京之上と申事に相成居候故、 使に被任度との御企望に御坐候へ共、 庫より之貴電落手、吉田を司法大輔へ転任、河瀬を竜動駐剳公 に御坐候故、転換は無効には無之事と確信仕候。過る十九日兵 情、地位転換之諸卿も悉皆都合能、属官等之折合も意外に安然 別後御清適既に温泉へ御到着之趣敬賀仕候。御発足後錦城無異 吉田を司法へ転勤候事は不同意之様子に有之候故、 森公使より差送候条約改正に付而之英廷之意見は頗難題而 河瀬去就は同人に於ても 旧議

-

十二月二十三日 於横浜認

ケツト出立之上帰朝御許可相成可然と存候処、

有之度候。先日御出立後之要事而已大略申上候。為其。

無之趣相答置申候。

尚得と御熟案被成置度候。森公使はプラン

是亦尊慮御垂示

匆々頓

博文

井上外務卿殿

務卿井上響殿 参議伊藤博文 内啓至急親展」註〕 封筒表 〔〔愛〕媛県下伊予国道後湯同町 市蔵方 〔外〕

九 明治16年12月27日

の如尊慮悉皆は履行不仕候得共、大少輔遂協議昨年来我政府よ青木に及訓示、写は既に御浴場へ書記官より為差送置候。賢台政府の見込難致同意箇条中尤緊要之廉を列挙し、電信を以森及電報を以て大意既に及御通知置たる如く、条約改正一条に付英

電報写の通り成案いたし候間、不悪賜御寛恕度候。吉田大輔転 り外国に申込たる言辞の事迹等を追随する時は、多少省慮を加 取行、矢張参事院の外致方有之間布、 ならす、今両三月は川瀬不在に付難致実行情況有之、如貴意難 官之儀に付、司法省可然との御教示に有之候処、 郷より承知仕候に付、尚小生も昨日面会談合仕候へ共、 如何様共政府の命する所に随ふべしとの事に有之候趣、 心を吐露し、且自己の進退に於ては一点の不平不満足も無之、 之候得共、矢張為賢台にも可然と存込耐忍今日に至りたる等腹 は為全体得策には有之間布、又是迄往々所見異殊なる事数回有 勿論覚悟罷在候事には有之候得共、今賢台外出中に於て転換等 三日前吉田へ及内談候処、過月来の内情詳細既に聞及ひ居り、 実を掩て飾辞相欺くは不忍情合に有之、頗る困却候末熟考仕候 、さるを得さる事情も有之、聊モデヒケーションを為し、 転官の事は承服罷在候に付、何時も可被相行候得共、少々 西郷其外申合同人より両 同意少数而已 今更情 窃に西

十二月念七日

合有之間布乎。尚開陳現情仰賢台之御教示候也。

匆々敬具

博文

緩徐に取計候方宜布歟と推測罷在候。尤竹添榎本転任之都合も

有之候故、余り遷延は出来申間敷候へ共、一月中位なれは不都

瀬英国駐剳公使赴任之儀、同人へ得と及談合候処、命令世外老閣下

と申事に御坐候故是又賢台の御考案次第に有之候。

彼是御駆引も可有之に付一応申上置候間、何分之儀は金井書記懸念も有之候処、此後条約改正等之為御用ひ之つもりなれは、に而転勤なれは少輔之給料より七百円の減額に相成候へ共、弐に而転勤なれは少輔之給料より七百円の減額に相成候へ共、弐に而転勤なれは少輔之給料より七百円の減額に相成候へ共、弐に而転勤なれは少輔之給料より七百円の減額に相成候へ共、弐に職議官は一等官二等官三等官之別ありて、一等給は四千五百円、院議官は一等官二等官三等官之別ありて、一等給は四千五百円、に議官は一等官二等官三等官之別ありて、一等給は四千五百円、に議官は一等官二等官三等官之別ありて、一等給は四千五百円、に議官は一等官二等官三等官之の

二月念六日

官へ御直に御指揮有之度候。匆々拝具

⟩事に御坐候也。
□れも大安心に御坐候。西郷より尚吉田へ為念後来之処申置と□れも大安心に御坐候。西郷より尚吉田へ為念後来之処申置と□は一吉田と御談合之大概は西郷松方両参議へも相話置申候。

博文

外務卿殿 密啓

一 明治17年3月9日

候。此段御承知可被下候。匆々不尽死に角明早朝拝晤御示談申度、竹添えも早朝罷越候様申聞置方可然旨申聞置候。就而は延すと不延は尊考に可有之候へ共、に鑑考すへき事柄に付、可相成は一便船引延し、尚篤と商量候過刻竹添尋来曰、支那公使面会之処条約云々段々気付有之、大過刻竹添尋来曰、支那公使面会之処条約云々段々気付有之、大

三月九日

されは却而御難題を醸さん事を恐候。匆々密啓如斯。

世外老台

〔註〕 封筒表「井上外務卿殿 博文

極至急

一二 明治17年3月19日

御繁多中なから宜しく疾速の御取計あらん事を冀候也。 候。此一条は一身之進退之所関なれは、如何にも自分に而取扱 は縦令詔命と雖も右之場合に於ては断然御辞り申上候外無御坐 耳朶に上らさる事を不可必。若万一新聞に評論し命令未発の前 宮内官吏等之疑惑推察に止まれは尚可なり。平生宮内の事は多 被加候に付而は衆人皆驚愕之顔色に被察、且後任を受くる者何 冬以来職制其外取調に従事致候に付、何か変革あると申事は宮 条は万一にも可被仰付義に御坐候へは、一両日中に無之而は世 勢止むを得す既に内旨を受けて其情を知る、実に困迫是れ窮る。 様無之、殊に自から進んで当らん事を欲するにも非す。 に於て不同意の議相起候時は実に御失体には有之間布乎。 調之官吏其外も不相心得居、然るに豈図突然参議兼之之四字を 内省中知らさる者無之処、まさか宮内卿迄も進退有之事とは取 間に漏洩する事必定に而、又異説之紛起する事も可予期候。 而罷出候得共、雑客群集之中に御坐候故不申上候処、 昨夜は御邪魔申上候。実は身上関係之儀に付御内談申上候積に く諸新聞に如漏洩、此事も亦一両日間を経過すれは、探聞者の 人ならんと之疑惑推察は直に小生一身に向ふ事不俟論、然るに 宮内卿

被付丙丁度。頓首再行

三月十九日

井上賢台

博文

一三 明治17年9月27日

へは為御参考と奉存候。為其。匆々拝具 日を卜し井上伊東等同伴参館仕度、其節逐条意見御聞取被下候 尚矛盾之廉不少、到底賢台御親聞相成と奉存候に付、両三日中 最後に秘書官より送来候局外中立に関する書類細閲を経候処、

外務卿殿

九月廿七日

博文

즲 封筒表「井上殿 博文 至急

四 明治17年10月1日

暴瀉激敷候故、 后へ内謁見には不及儀に御坐候哉、為念御尋申上候。小生今以 澳人ヒューテロット内謁之儀昨日御照会に御坐候処、 一応貴慮相伺度。 参朝は不仕候へ共、今朝宮内へ可申遣つもりに 為其。 匆々頓首 同人妻皇

外務卿殿

十月一日

宮内卿

五 明治17年10月28日

輪私邸へ御来臨相叶間布乎御都合承度故に御座候。地方官之内 昨夜は一寸御尋申上候処、御不在之趣に付参上不仕候。本日高

は相約置申候に付、賢兄より船越北垣森岡沖関口等へ御通知被 十名計り小集仕度、 下他約無之候得は、御誘被下度候内願仕候。山県山田両参議は 昨日陪食後内海松本建野中井佐藤国貞輩へ

に付、 旁相願試候。匆々頓首再拝 卒御用多中なから御差繰可被下候。今朝は東京府へ御集会之中 来臨之筈に御座候時刻は午後一時頃よりなれば、都合宜敷候何

十月廿八日

博文

乍失敬此来客之人名長谷川寿々へ一寸為御知置可被下候。

芳川知事少輔殿

以上 大野誠昨夜六時過死去之趣、 良友を失ひ遺憾無限事に御座候。

註 芳川顕正宛(写)

六 明 17 年² 月 19 日

一九日

存奉候。尚亦両人も本月発足之趣、是亦大に安神仕候。巳代治 従青木之電報早速御示敬謝候。電意之通に御坐候へは好都合と

之翻訳書は今晩為御持可申上候也。

博文

馨老台

七 明 17 **年**② 月 日

遵奉し、浮説流言等の為誤迷せらるる者無之様、精々注意可致 後の方嚮を取り候様との叡慮に被為在候に付、上意の在る処を 外国交渉之機務は事体重大に属し候に付、殊更隣交を重し、善 闘争之事件為談判今般――を全権大使として派遣被仰付候処、 過般朝鮮京城事変之際同地駐在之我国護衛兵、 清国兵隊と一時

註

八 明治18年2月25日

共為念御内談申置度候。匆々頓首 ものと存候処、尊慮如何に御坐候哉。必御同案之事とは存候 精々力を尽し暗々裏に支那政府を勧誘し呉候様内々依頼に及度 之国情不得止支那に向て此節之要求に及候に付、同氏に於ても 行之儀も御内話有之候事と推察仕候。御談話之大略承知仕置度 昨夜英公使御面会有之候趣西郷より伝聞仕候処、定て小官支那 候。愚考に而は同人より是非パークスえ一書を寄せしめ、日本

博文

願仕置候。匆々敬復

しは到底為国家不利益と奉存候故、

此辺御含被下候而御談合懇

世外老台

廿五日朝

九 明治18年5月4日

下度、此段御依頼迄。 已行啓可有之候故、此段乍御手数前以各公使へ御通知被成置被 明日浜離宮に而観桜会御催可有之筈に付両陛下御臨会之積に候 聖上御風気今以御全快に到兼御臨幸不被為在、皇后陛下而

五月四日

宮内卿

博文

外務卿輔閣下

-0 明治18年7月1日

昨日宮中に而外交政略方嚮に関する書面一本落手仕候節、写

匆々敬具 候上、何分之愚見申述候迄は御分配御見合せ置被下度。為其。 通宛各参議へも御渡可相成旨御漏し御坐候処、小生熟読を経

七月十四日

外務卿殿

宮内卿

明治18年8月18日

朝条公御面会相成候得は、廟堂之基礎を充分に鞏固ならしむる を決定相成候様御勧告可被下候。最早姑息造作而已に而其日暮 丈け之改良を断然挙行相成、二十三年に到る迄確乎不動之政略 貴翰之趣敬承、明日午後御光臨可被下旨在宿御待可申上候。

博文

山県兼官之事は明日尚又御直談可申上候也。

外務卿閣下

明治18年8月20日

首再行 富岡行は明夕之筈に御約束仕候へ共、日曜は二十三日に当り候 明後二十二日夕刻より御供可仕候。先は拝答而已。匆々頓

八月廿日

も不被為在趣に候。尤跡役を次長に而為済候事は大山陸軍卿等 途何れか可然哉、 明日之内小生大山面会可仕候。三浦兼務と次長に而為済候事両 に於ても別に異見無之哉聞合見候様との御沙汰に御坐候故、今 参謀本部長云々之事は今朝条公より奏聞相成候処、格別御異存 以上 大山へ談合可仕候。此事は山県へも既に相話

明治18年8月21日

長人多きとか云、士官一統之兎角気合に相支り候故、大山の下に薩人多きとか又は、士官一統之兎角気合に相支り候故、大山の下に に兼勤せしむる乎と両様に相尋見候処、彼是面倒なる事情有之 申通置、今朝大山面会之上、次長に而為致代理候乎、又は三浦 有之候処、小官見込を以大山え両途に相談可仕と山県へも昨日 参謀本部長後続は次長に而当分差置候方可然とは山県之意見に

明日は如何。

仕候。為其。匆々頓首再行 と被存候。吉田之事は昨夜被仰聞致詳知候。万事如貴意応答可 知可被下候。只今山県拝謁中に付多分右之事情も直に奏上之事 方に申合相着候趣に有之候故、条公へ成行申上置候。此段御承 尚大山より山県と遂示談可致返答との事に而相分れ内閣え出頭 候得共、 既に大山山県談合之上当分之処は是非川上に代理為致候 山県か達而辞する訳なれは致方無之に付、跡役の処は 桂太郎あり山県の下に川上惣六ありと申今日之有様が上都合に

八月二十一日

博文

世外老台

四四 明治18年10月3日

下候。為其。匆々敬具 公使へ総而為見候は為支那人不可然歟と奉存候。尊慮御示可被 共、一応御賢慮相伺度、御異存無之候へは可為致一見哉。尤各 与之儀依頼有之、愚考に而は為差不都合有之間布と奉存候 今朝独乙公使来訪に而天津談判筆記内々致一覧度に付、暫時貸

外務卿殿

十月三日

博文

西郷今夕高輪へ来談之筈に御坐候。 御都合御示可被下候。 以上 大略出立前可申上様仕度

明治18年10月16日

は如何相成候哉。 事には相運ひ申間布、 張との噂も有之候故、 被下候哉。西郷参議も本月下旬頃よりは佐賀之競進会へ可致出 匆々敬具 何卒御考慮被下度奉存候。其後聖上へ拝謁之上御申上可相成儀 今日之姿に而難致彌縫事なれは、 参議へ丸々事情を打出、無所隠秘御極論相成候而は如何。到底 は実に猶予難相成事に可有之候。陸軍之改良一事は山県大山両 も角も海陸軍政之改良より諸省之冗費を省き官員を定限する等 縷々遂御談置候要件は追々御着手相成、各箇之意見をも御聞取 に有之候故終日閑坐、竹添と碁戦に日子を送申候。去説分袖前 拝別後愈御清祥可被為渉敬賀仕候。小生東京発途後横浜に 金沢に三泊、 事情御漏し下候へは大幸之至に奉存候。為其 経函嶺過十一日熱海へ来着、 頗懸念之至に奉存候。内閣之組織論は兎 其前に大略御申合相成置不申而は当年之 早晩不得不論窮事に可立到 爾来兎角雨天勝

尚

十月十六日

博文

世外老伯 左右

明治18年11月14

付、 には黒田奮発担任と申事なれは左大臣宮予而之情願も有之事に 窺候へ共、 乞拝謁聖上へ事情詳細及内奏置候。 別に御異存不被為在歟と奉 今朝三条公面会、 断然小生を左、 尚相国と厚く御談合被為在候様申上置候。条公内話 昨夜遂御談示候始末逐一及開陳置候末、参朝 黒田を右と御裁決相成候様可及奏上意底に

> より見を起候事に付、此辺不悪御汲察給度申出置候。賢台に於 は唯々国家の利害を洞見し己を他人視し、て前途之為め図り候 ても心情御憐察偏に是祈侯。 ありし云々の事承候に付、 利害得失愚見之似申入置候。 匆々拝具

十一月十四日

博文

世外賢台

尚聊も御猜疑不被下様奉懇願候 計画する所に御坐候故、 も大任を遁避する等の恐怖心もなく又威権を眷恋する野心もな Þ, 心を坦地に置き従来の経歴現今の事情将来の得失の為めに 小生は此際真に身を以国家に許し候赤心に御坐候故、 予て能く御詳知被下事には御坐候故

七 明治19年1月2日

可有之事無疑と被存候。 洲之諸国は特別大使派遣云々之御話も有之候処、此儀悉皆関係 候へは御取止め相成候方万全と奉存候。 成候に付、 之異なる訳合と奉存候。必しも特別大使を派遣せざる国も数簡 達眼力は当分有之間布に付、 ならんと愚考仕候。青木は独逸帰り之ホヤホヤに而全体に可相 共御名を以電報は不差出、 仕業に而実に不面白候。曽て英皇執政以来五十年紀も有之候 独逸帝へ御遣可相成と申電報之事、 何時も差遣異議無之事には取極置候得共、 御熟考之上御回答を仰候也。 彼是考合候得共願くは御取止め之方 閣下之御取捨可有之事と存候。 昨日斎藤を以縷々御申越 余り気が付き過ぎたる 尚熟考仕

外務大臣閣

二八

明治19年1月11日

博文

次第可及御相談候。

匆々頓首

月十一日

外務大臣殿

博文

즲 封筒表「〔外〕 務大臣殿

博文 親展

二九 明治19年1月25日

各大臣年俸奏請書御手許へ廻覧之為差上有之候由に御坐候処、

御都合次第明日御携帯相願度候。増俸之儀は彼是衆説難一定候

為其。匆々頓首 に付、俸給は従前之通据置交際費に而可致疏通見込に御坐候。

月廿五日

外務大臣殿

明日御参閣無之候得は右書面へ御意見御記可被下候。

以上

内大臣の俸給は旧臘略内定之通六千円に而可然歟。宮中顧問は 奉勅宮内大臣

○各政務大臣年俸

壱万円

シ機務ノ劇ヲ解キ、今特ニ優恩ヲ賜ヒ終身年金五千円ヲ給スベ

内大臣従一位勲一等公爵三条実美、維新以来大業ヲ輔賛シ柱石

任ニ当リ国ノ元勲タリ。響ニ辞表懇到ナルヲ以テ其誠ヲ容納

而五千円と申立置候。

筈に本日及奏上置候。年金には少し御意見も過日御申聞有之候

何分堂々公発するに金額余り僅少に而は外見も如何と存候

入は有之候共為差大差なきを目途と致置申候。尚尊慮も有之候

へは得拝晤相窺可申候。三条内大臣へは左之通此際優詔を賜侯

被下候後、尚大蔵大臣へも面議を遂け別紙之通に略申談取極置 各大臣年俸並に外交費之儀、過日大蔵大臣御談合之末貴案御示

到底充分なる事は難出来候故、従前之額を酌量し多少之出

四千円

三千五百円

三千円

同様に相成申候。他に官員俸給令唯今取調中に御坐候故、出来 右之通に而適当ならん乎と宮内省に而申合候。元老院の議官と

> 〇次官年俸 七千円宛

> > 各省大臣 総理大臣

五千円

四千円 四千五百円 中給

各省次臣

博文

 \equiv

各政務大臣並に外務次官外交費

八千円 総理大臣

外務大臣

合計

三千円 五千円宛 壱万円

外務次官 各省大臣

七万三千円 各大臣年俸

六万千円 各大臣外交費及ひ外務次官

各省次官年俸は三級の差等あるを以て姑らく合計額を算出せ

明治19年3月10日

には無之候。匆々頓首 中の事柄に寄り軽重を措くは尤至難の事なり。此儀強ては申訳 呈迄をも公式に拠るは少しく鄭重に失するの嫌は無之歟。 今朝申出候様相示置候処、 何れを先つ謁見被仰付候共宮中に於ては差支無之に付取極め、 に有之申候。昨夜本間へ申聞かせ十一日十一時、十一時三十分 ひ被為在御気質に付、 取扱候様云々御注文通りに相変再応伺換候而十一日と相成候 之所在を解するに困却せり。 処、致同日呉候様書記官を以御申遣、殊に仏公使謁見は公式に 独仏公使謁見之儀昨日伺済に而十一日十二日と相定及御照会候 尚亦昨晩本間清雄来訪時間変換等之儀申出、殆んど御主意 一旦取極候時は必行候様無之而は甚面倒 其後如何相成候哉。且仏統領親書捧 如御詳知万事中途に而変更は御厭

三月十日

外務大臣閣下

明治19年3月11 H

必用なる事懇々切々再応も可申上儀当然之事と愚考仕候。各大 上奏候事は容易に御坐候へ共、海軍大臣も自から海軍之皇張の 為在段以侍従長昨日御沙汰有之候儀徳大寺より承知、 横須賀臨幸之儀海軍大臣より上奏有之候処、 此節は御臨幸不被 小生より

臣孰れも輔翼之地位在なから一ヶ月に一度も謁を請もの殆んと

生は此事取次候訳に無之候。此段御承知可被下候。不取敢拝答 稀なり。独り聖上を責むる而已にて大臣等の自力めさるも亦甚 候事到底不可望事と奉存候。巨細は尚明日得拝晤可申上候。小 しと云べし。如斯形勢に而は陸海軍其外之事情に通せさせられ

而已。匆々敬復 三月十一夜

外務大臣殿

博文

즲 封筒表 [外] 務大臣殿 博文 密展

明治19年3月16日

理大臣に而宣行と申処に、本属大臣に而宣行之方に改候儀責任 対する御意見に付、左之通理由申述置度候。奏任官之任官は総 本日内閣へ御参集可有之候哉、 或は御不参なれは官等俸給令に

博文

갣

外務大臣殿

負担上可然との尊案至極御尤と存候へ共、右様改正候時は第 判官検事地方県令書記官之類元老院書記官之類、之を単に本属 る可からさる訳に相成、 に奏薦書を一括にして内閣に保存する事不能、各省へ分附せさ 第二本属大臣と申内陸海軍武官司法裁

匆々頓首

るに際し多少見解を帰一せしむる不能の恐あるを以、総理大臣

は如貴説にて更に故障無之歟と存候へ共、右等之諸官を任免す 同視せしめ得るか、独り各省の書記官或は局長類のみに止まれ 長官なりとして陸海軍司法内務大臣に委し全く其属部の官員と

の宣行に挙けて委したる訳に有之候。尚御参朝有之候得は可悉

三月十六日

外務大臣殿

博文

本文 何分各省より至急の要求有之に付此段御了承可被下候。 尚御高説拝聴の上差支無之と愚考候へは如何にも改正可

明治19年4月20日

過日御内話有之候澳国鉄冠勲章領受之有無に付段々熟考仕候 晤可申上候得共、 して不佩用は不敬を示すに当り不都合と奉存候。詳細は尚得拝 之外無之候得共、青木も領受は不得止との事に御坐候故、 りも御願出相成可然奉存候。厭迄抗論するつもりなれば不領受 へ差送申侯。就而は佩用免許も願出候つもりに御坐侯。 到底不得不領受事情に御坐候に付、受取書は既に同国公使 其内佩用は願出候に付申上置候。 匆々頓首 老台よ

三四

明治19年5月23日

賢吉も委詳承知之趣に而、実際今尚一人は顧問級入用之由、 細は小宮参上可申上候に付直に御聞取宜布御高配之程奉願候。 に従事候に付而は、三井組顧問に採用之儀御高配被下度、岡山 過日外務大臣官舎に而御面晤申候節願置候小宮三保松代言事務

早々頓首

五月廿三日

世外老台

明治19年6月17日

承知仕候。 及奏聞置申候。 内謁見被仰付との儀は十九日か二十一日か之内に被仰付度唯今 尊翰謹読、 然は建築師ブックマン来二十二日発程帰国に付其前 勿々頓首 尚亦明十八日午後拙官舎へ御同伴御来照之儀も

外務大臣殿

六月十七日

明治19年6月17日

昨十五日之会議に於て英独両公使之陳述に係る演説書原文写

博文

世外老台

考可被下候。為其。

匆々頓首

六月十七日

博文

三七 明治19年10月26日

之候哉、尚本人御取糾被下度候。為其。匆々頓首調見候処、過日他人一同三位叙任相済居候処、如何之間違に有青木周蔵従三位に被叙候様との御請求両度御書通有之候に付取

十月念六日

博文

外務大臣殿

三八 明治20年4月23日

之間布歟の懸念有之候故、松方へは為念可及示談と申答置候。を所望に有之候故小生は及許諾置候処、松方大臣に不承知は有向申聞候処致承諾候。就ては同人後任即商務局長に岩崎小二郎今朝吉田次官呼寄、高橋新吉九州鉄道社長に転せしむるの御趣

之候而は如何。 方の望をも不得不叶无論之事と奉存候。序に松方にも御照会有岩崎の為人御詳知に御坐候哉否、何れ一方の為都合を謀れは一

博文

外務大臣殿

四月二十三日

御病痾如何。

折角御保養専

に奉存候。

〔註〕 封筒表「外務大臣殿(博文)親展

三九 明治20年4月24日

等。 正は再な店可での人女夏之候故差支無之趣に御坐候故、何時も高橋へ御申渡相成不苦之候故差支無之趣に御坐候故、何時も高橋へ御申渡相成不苦之段御示鳴謝之至に候。差当り高橋代任は不申付候共副局長有御風邪御快復之趣敬賀此事に候。岩崎一件松方大臣にも異議無

、先は拝答而已。匆々敬復

四月念四日

博文

外務大臣殿

四〇 明治20年7月6日

王より会食之案内に預り、終に参閣遅刻に到候。今朝拝顔之儀兼候故、右之事情を為相通候御使を務め候処、延遼館に而同親候処、聖上御風邪に被為渉今日魯国親王へ御答礼之御尋問相成唯今内閣に而可拝晤と存候処既に御退出、小生も参閣之心得に

候間御都合御示可被下候。為其。匆々頓首尚此上之処御相談申置度儀に有之候。可相成は至急に得拝青度申上候は乍余事昨夜西郷大臣と大体上将来之見込遂熟議候末、

は内外種々議論有之候処、必竟外務省に於ては漏洩を憚り内閣

世外老閣

七月六日

博文

四一 明治20年7月18日

之時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。匆々敬復之時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。匆々敬復と時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。匆々敬復と時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。匆々敬復と時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。匆々敬復と時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。別と時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。別と時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝時。別とは、其難情を洞察に不見に正が現情其他起因等取調べたる報告書も有之候故、其に其難情を洞察に不覚悟至極に御坐候故、小生が心得居候処を為御注意細々申上置候へは必知の事も他より打込まれ候時に取調に掛り候様に而は基に、以の事も他より打込まれ候時に、政策を対し、其節緩々可得拝晤。別々敬復と時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拝晤。別々敬復、明朝は御示、本日各国公使等え修正案御提出有之為差異議も無之、

七月十八日

博文

外務大臣殿

四二 明治20年7月23日

粛啓 本日午後命に依り御前に伺候候処、条約改正之儀に付而

P 於ても繁劇にして間暇を得る事難しとは万々察する所なれと く、自然一方の説多数を占むるに至るの勢たるは論を俟たす。 朶に達し一方の説は機密に属するを以其是非得失を知るに由な は他人に伝聞する事を憚らす、故に一方の説は次第に世人の耳 外に之を聞知せしむる事を禁し、他の一方谷干城の議論の如き 意の所在を申聞かせ可申段御請申上置候間、 親しく外務大臣に就て実情を聞知せよと命したり。外務大臣に 追々親近するものの中にも之を憂慮疑懼するものあるを以て、 今日の形勢を以て見る時は将来の難事たる知るに足るべし。 大に安着するものあらんとの叡旨を奉し候に付い 為其。 機密に渉るものの外は成るへく之を聞かしむる事を為さは 匆々敬具 此段御承知可被下 、外務大臣へ勅

七月二十三日

博文

外務大臣殿

〔註〕 封筒表「外務大臣殿 総理大臣 親展

四三 明治20年7月27日

ロソナール。スタチユスの。問題の如きは尤肝要にして不可動出来不申、歩々相曲け内外之攻撃に欲当は至難之事と存候。ペに御取極御揺動無之様致希望候。到底充分之事は何れにしても置候儀多少御変改相成哉に候処、愚考に而は可成昨夜内決之通只今伊東巳代治帰舎、御取調之大意逐一致領承候処、昨夜取調只今伊東巳代治帰舎、御取調之大意逐一致領承候処、昨夜取調

七月念廿七日 大事と奉存候間、万々御注意可有之候。匆々頓首

外務大臣殿

博文

〔註〕 封筒表「外務大臣殿 博文 密啓」

四四明治20年8月1日

而も永田町には居合不申候。此段拝答。匆々頓首得拝晤候都合に御承知被下度候。今晩高輪へ帰候故明朝尊来に貴翰拝読。明朝八時御来臨之儀は何卒明日御参朝之節宮内に而

八月一日

博文

外務大臣殿

置申候。 に而政略は不相変哉否の問も有之候故、此段決而無気遣段相答独公使も函根へ参候由一と先御安心と奉存候。過刻英公使来臨

(註) 封筒表「外務大臣殿 博文 拝復」

四五 明治20年8月3日

斯く々のコンデッションにて何時も可相開と公言するに到り候論の如く、諸法律実施之上、於我は開国之用備相整たるを以て、貴翰敬読、伊公使館集会之模様御示被下鳴謝之至。魯公使の主

首再行首再行。余は譲拝青。匆々拝答而已如斯仕候。頓可然御取計可被下候。余は譲拝青。匆々拝答而已如斯仕候。頓時、過日も御内話有之候通、休暇後に早々取掛度ものと奉申置度、過日も御内話有之候通、休暇後に早々取掛度ものと奉申置度、過日も御内話有之候通、休暇後に早々取掛度ものと奉申置度、過日も御内話有之候通、休暇後に早々取掛度ものと奉申置度、過日も御内話有之候通、休暇後に早々取掛度ものと奉申置度、過日も御内話有之候通、休暇後に早々取出度ものと存候。右に付ては、勿論百端之用備僅々数年間に様致度ものと存候。右に付ては、勿論百端之用備僅々数年間に

八月三日

外務大臣殿

封筒表「井上外務大臣殿 伊藤博文 親展至急」

証

四六 明治20年9月15日

実に望無之候。此段為御考案申上置候。頓首次官之侭に差置事と相成間布歟。小生は昨夜も如申上候、前途最早堪忍袋も断破懸、可相成は、当分榎本を据へ青木を御説諭最早堪忍袋も断破懸、可相成は、当分榎本を据へ青木を御説諭最呼也忍袋も断破懸、明夜半三島来訪。黒田之伝言に而、外務人撰之事若し間

世外老台

九月十五日

博文

四七 明治21年2月1日

三大臣御来会可被下候。為其。早々拝復 明極を以会合と相成而は疑念可有之に付、偶然来会之都合に而取極を以会合と相成而は疑念可有之に付、偶然来会之都合にの也得来臨被下候へは、黒田山県両大臣御同伴可被下候。就而は明徳大寺より之書翰を以御沙汰有之候故、可致参朝候。就而は明徳大寺より之書翰を以揮謁願置候処、来三日に参朝仕候様、唯今中陛下之御都合を以拝謁願置候処、来三日に参朝仕候様、唯今中陛下之御来会可被下候。為其。早々拝復

二月一日

世外老台

博文

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 博文 内復密」

四八 明治21年5月14日

知人たるを以難黙止内情に有之候。乍然以私情害公事の意には被下度候。此儀は陸奥よりの依頼と小生も同人は維新前より之名相成度。同人儀は未た退立之命を不被伝ものにして、必竟之名相成度。同人儀は未た退立之命を不被伝ものにして、必竟之時に三島総監へも同人挙動に於て違反之廉無之候へは、何卒除時に三島総監へも同人挙動に於て違反之廉無之候へは、何卒除内務大臣出立前、中島作太郎保安条例より除名之儀申談置、同内務大臣出立前、中島作太郎保安条例より除名之儀申談置、同

頓首再拝無之故に内願するの外無之、此段御含可然御高配是祈候。

五月十四日

越山賢兄

博文

Ì

註

芳川顕正宛

写

四九 明治21年10月14日

なれは、無此上本人之仕合と奉存候処、右は間違無之事に御坐候。小生よりも御願可申上心得に候処、右之都合に相運ひ候事可被下事に御内決之趣、大隈より同人え内話有之大満足仕居来申間布と奉存候。昨日南貞介参候而、同人を農商務へ御登庸来申間布と奉存候。昨日南貞介参候而、同人を農商務へ御登庸来申間布と奉存候。昨日南貞介参候而、同人を農商務へ御登庸病不至全癒困却仕居候。尤枢密院会議は一回為相済申候。本年病不至全癒困却仕居候。尤枢密院会議は一回為相済申候。本年病不至全癒困却仕居候。尤根密院会議は一回為相済申候。本年病不可以、

元

世外老台

十月十四日

一寸御洩被下度候。為其。匆々頓首

博文

五〇 明治22年6月12日

大隈松方両大臣には屡御面会有之候哉。又御進退云々之儀に付、田原へ漫遊に出掛、一昨夜帰京仕候。其後緩々不得拝晤候処、拠所聞、近日鎌倉へ御越之趣真事に有之候哉。小生も両三日小

都合乍御面倒御示可被下候。草々頓首之御滞在数日に渉候様なれは、御発都前一応得拝鳳置度候。御何とか両氏より意見申上候哉。大略近状御示被下度候。尚鎌倉

六月十二日

世外老台

五一 明治22年6月26日

四時後に御取極被下度、拝答。匆々頓首迄は退出難仕、今日は終日在宅可仕可相成は、右三曜日外又は之三日に相定居候故、明日は即水曜日に御坐候故、午後四時頃明廿七日午後一時尊来之趣御示に候処、当節枢密院会議月水金

博文

世外老盟台

五二 明治22年7月21日

も無之、唯歎息之外無之候。勇吉事肺疾に罹り、

医師之勧告に

可成気の付居事の勧告は不怠候へと、是又何の寸益

段も無之、

事に登庸せんとの箇条主眼の要点なり。然るに公文を通読する多しとせぬ故に、帰化法を設け帰化したる法律家を大審院判りたる公文の外国出身裁判官傭入の事は、憲法の条項に抵触すりたる公文の外国出身裁判官傭入の事は、憲法の条項に抵触す別を度との黒田より要求之為なり)。右問題并に其結果は左之開き度との黒田より要求之為なり)。右問題并に其結果は左之開き度との黒田より要求之為なり)。右問題并に其結果は左之開き度との黒田より要求之為なり。然るに公文を通読する少した。

す。故に帰化法を設くるも帰化人を登庸するも、之を以て公文 を判事と為すの主旨を以て骨子としたるを如何ともする事能は 時はナショナルチーの語を用ゆる事を避けたるも、 るは火を見るより明なり。実に寒心之至。小生尽力之を救之手 なりとの事、英は訓令を発し本月末に公使に達すへき予定なり 否期すへからす。大隈の説に依れは、魯仏は不日に結了の目的 なから、他各大国の協議は右の時限迄に結了を告くるを得るや 米独条約は、廿三年二月十一日を期し実行するの義務を負担し る事にあらさるを以て、未定にして撤会したり。既に調印済 との意見もありたれとも、 れは、我憲法に抵触するを根拠城郭とし、防禦の策となしたし なりし事を各国に通知し、縦令一場の紛議を提起するも然せざ 前の公文の説明として帰化せし外人を以て裁判官と為すとの意 効力を有せさるの結果を生したり。此に於て第二の公文を発し の所謂外人を我裁判官と為さんと約したるものの代りと為すの 如斯事情を以て観察すれは一大困難に遭遇するの日あ 是又外務大臣に於て容易に承諾し得

t it is

之程も難判、不取敢及御報置申候。

草々頓首

七月廿一日

園寺より電報有之申候。家内一同大心配帰着之上ならては安危由り本月十四日マルセール発纜之船便に而帰途に上り候趣、西

而は、 尚々小生は今日より尚又近隣海水浴之為出掛可申、 れさるを得さるの虞あり。松方其外も非常之心配なり。書不尽 法律論其外面倒而已に有之、不得止反対論者の如く看做 何分在京に

註 封筒表 封筒裏 一伊藤枢密院議長 「〔上〕 州磯部 井上農商務大臣殿 親展至急

明治22年8月4日

恋して止む能さるものの如きは尤可敬慕と奉存候。尚篤と御深 肝要に可有之候得共、余り蹶然たるの形迹は不面白、藤房之眷 出来候へは可供瀏覧候。御辞表云々遅速は其時機に投する勿論 べし。実に痛歎之至なり。小生洋行願書案は尚未脱稿。 而して、之を養成する事恰も草木の蕾を養成するか如くならさ 事は御承知無之歟。到底此専制治下之人民を立憲体之人民たら るべからすと信す。今之諸先生有此心者恐らくは一人もなかる しむるには、幾多之歳月を費し之を養成するあらされは不能。 止息する事なく、一定之秩序中にありて動作変遷するものたる しめんとの意嚮は毫も無之、多分天地間之百事百物は転瞬間も とか、軽威張先生達之胸中には此人民を養成して文明之民たら 伊東巳代治へ御附托之貴翰、 候とも不覚、奈何様之大事出来候とも動かぬとか飽迄遣り付る ては小子も全く御同感に有之、此侭に而立憲政治之夢も見られ レーベンに内談、底意を探知候事は、 **人より報知有之候を待受、其成否を卜し可申候。全体之事に到** 昨夜相達敬読仕候。青木帰京ホー 至極好都合と奉存候。 近日中

> 首 慮被下候而御治定万々以冀也。 先は不取敢寸毫拝答迄。草々頓

八月四日

世外老盟台

博文

必快復可仕と奉存候間、 **殆絶無と申模様に有之候。此都合に而一周間も経過仕候得は** 愚妻発熱之儀御尋被下候処、海水浴以来遅々減却、昨今に而は 御安神。尊夫人へも宜布御伝言之程奉

願候。

註 封筒表 「〔伯〕爵井上馨殿 伊藤博文 密啓親拆」

五四 明治22年8月18日

之談判到底成就無覚束、若彼れ我之請求を拒断するに於ては条 卒遵し中々一歩も譲る之気色なく、終に本国へ長文之電信を両 日に渉り発信したるや之趣、又一方に於ては外務大臣請謁英国 殆んと中絶之形に有之候趣昨日松方より伝承、 得共、実に困り果たる情勢と云の外無之候。英国之談判は目下 愈来二十一日頃神戸着航之趣に付、本日出立夏島へ立寄り十九 り承知、 炎威于今酷烈に候処、先以御家族一同御安康被為渉候由来島よ 説当地之形勢は追々新聞に而御承知之事に可有之、 日午後之气車に而罷越可申候。来島も多分同行と可相成候。去 へ転居、家内之者は同地に残置候。 敬賀至極に奉存候。小生も一昨十五日小田原出立夏島 昨十七日帰京候処、 同公使は訓令に 不及縷陳候 勇吉も

成に至るへくと只恐懼之外無之候。実に為国家憂慮不能措候へ一も外に漏洩するに至ては、英政府之感覚を損し成るものも不官へ親しく被仰聞たりとの儀極密に承知せり。乍去此等之事万約廃棄之外無之儀を奏聞したりとの事、此儀は聖上より吉井次

に付万々御注意有之度と申述置引取申候。松方も大心配に而、察候へ共、外に向ての目的を達す能はさる時は、艱難不可謂事故、内部之紛紜のみを鎮定するは左迄之御苦心も有之間布歟と難料と申候処、同人も其覚悟に而頻りに勘考中なりとの事に候日黒田面会目下之形勢は不容易、終に非常之処分に至て不免も日黒田面会目下之形勢は不容易、終に非常之処分に至て不免も日黒田面会目下之形勢は不容易、終に非常之処分に至て不免も時料と申候処、同人も其覚悟に而頻りに勘考中なりとの事に候時料と申候処、同人も其覚悟に而頻りに勘考中なりとの事に候事料と申候処、同人も其覚悟にある。

より夏島へ廻り候都合に御坐候。

頻りに尽力中に有之候。

到底英国不承諾に際したるとき預め廟謨を一定し置き度との事

今日は同船に而富岡迄罷越、

小生は夫

いつれ五六日中には帰京之心

博文

候。以上尚々山県も既に着米之趣に付、来月中旬頃には帰朝歟と被察申

〔註〕 封筒表「〔井〕上農商務大臣殿 親展

封筒裏

伊藤博文

五五 明治22年 月 日

井上に在りとか又は大隈は云々とか改進党は云々とか公言致候 之言大隈抔の耳に入り候ては人情として其感触を備はさるを得 りよりして動もすれは其言語を慎まず、或は内閣之実権は伊藤 に付ても種々御配慮之儀と存候。然に右会員之中或は熱心之余 此始末に帰し候様御働らかせ有之度存候。又倶楽部組織等之事 部分に加へしむる様備候方可然存候。尚吉富等にも御内論精誠 と為さんよりは、 かは可無之候得共、之を県有財産となし県会にて管理するもの を管理するか、其所属管理を定むるの一条に至りても固り御疎 様の意見にて、此事に関し申越居候次第も有之候間、 彼等自身に之を処分する様仕向け度ものと存候。吉富簡一等同 力を適用致候では、却で他日苦情を遺し候の種子と可相成と存 財産之処分法発布相成候に付ては、 者も有之候趣にて、 旋相成度不堪希望候。又た右財産を何れに属せしめ何れにて之 を得ざる場合を除くの外は、県庁之令達等を以てせざる様御節 へも御内諭都合よく御働らかせ円滑に其処分を了し、 候。依ては可成く右会社関係若くは株主より其議論を起させ、 会社に関しては御承知の事情も有之候事なれば、此際右省令之 に照準し其管理者を定めさるを得さるものと相成可申、 書致拝啓候。陳は此度内務省令を以て各地方に存在する公共 寧ろ悉皆之を各町村に割渡し其基本財産之一 内々大隈抔へ通報する者も有之候処、 共同会社の財産の如きもプ 万々已む 尚同人等

様御導かせ被下候様御配慮之程切に不堪希望候。 ひ時勢に応して勤王之主義を適用し、以て其実効を奏せしめ候 此意を以て丁寧反覆して吉富始其他重立ちたる会員へ御内論被 的之団結を生し候様相成候では、独り県下之不幸のみに可無之、 得共、然に所謂勤王も今日之勤王と昔日之勤王とは自ら相同し して妄りに之を破壊する事を得せしめさる様なすに在之候間 是亦深く要注意候事に候。之を要するに、今日以後の勤王とは 万一昔日之勤王と相混じ因て守旧頑固之遺燼を煽ぎ、又々士族 夷之旧夢に依り候ては決して今日之勤王は出来不申候。然るを 代と言論為戦之時代と相異なるが如きの別有之、徒らに討幕攘 ち其精神こそ一なれ其形而上之作用に至ては猶ほ刀槍相殺之時 きを得ず時勢之変遷に随ひ自ら其適用を異にせざるを得ず、 一に皇上欽定の憲法を奉し之を主持し之を守護して、急進派を 且つ右会員か勤王主義を主張するは深く可賞賛次第には候 能々会員を申戒して其言語を慎み、以て他党軋轢を避け及 徒らに軋轢を醸成するの媒と可相成、 尤も要警戒候事に有 右申進度要語 則

山田顕義 伊藤博文 而已。草々如此不宣

五六 明治23年1月12日

帰候筈に有之候。豚児病気少々快気之由に而頻りに帰東を希望滞留仕居候処、今日浪華を経て京都一二泊、鉄道に而小田原へ携帯過三日小田原を発、奈古屋泊に而神戸に翌四日到着、爾来新年芽出度奉存候。不相変御清穆之事と遙賀仕候。小生も家内

之上事情承糾候上御報可申候。草々頓首 と上事情承糾候上御報可申候。草々頓首 と上事情承糾候上御報可申候。草々頓首 と上事情承糾候上御報可申候。東京之模様も其後は不承候得 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適当等 大方官之交代等は果がより、相同な、一と 大方官之交代等は果がより、一と 大方官之交代等は果がより、一と 大方官となりに御来では、一と 大方官となりに御来では、一と 大方官となり、一と 大方官となり、一と 大方官となり、一と 大方官となり、一と 大方官となり、一と 大方官となり、一と 大方官と 大方と 大方と 大方と 大方官と 大方と 大方官と 大方官と 大方官と 大方官と 大方官と 大方官と 大方官と 大方と 大方官と 大方官と 大方官と 大方と 大方官と 大方と 大方官と 大方官と

一月十二日

五七 明治23年8月28日

世外老台

過日来間違而已なるは頗訝ヶ敷事に被察候。如御承知小子は長上候由御申越に候処、南よりは別紙之通りに申越、陸奥之口上上候由御申越に候処、此際は何とかして是非逃避仕度心願に有論は其後も熟考候処、此際は何とかして是非逃避仕度心願に有候儀感服之至に候。小生も一両日中発途西游之心算に候。議長国相たるものの議論にし目前の毀誉謗貶を不願して御提議有之候儀感服之至に候。小生も一両日中発途西游之心算に候。議長国村たるものの議論にし目前の毀誉謗貶を不願して御提議有之と候。大木伯も辞退被聞届之儀なれは、小子も宥恕を蒙り候而之候。大木伯も辞退被聞届之儀なれは、小子も宥恕を蒙り候而とば、大本伯に御説法懇願之至に候。南貞介之事陸奥え御談示した。本人勤続之意なれば現職之極に而差置との同大臣返答申して御承御禁亡人儀と拝察仕候。御約諾之高等教育に爾来御清栄不相変御繁忙之儀と拝察仕候。如御承知小子は長

先は拝答迄不取敢一書。 対下僚の小人には有之間布、 州人を偏愛する者には無之、 面白様存候処貴慮は如何。 匆々頓首再拝 尚山県伯とも篤と御談示被下度候。 然るに如斯屡間違有之候事は甚不 乍去陸奥も知友之事に而遁辞を以

越山詩伯坐右

八月念八

小田原老漁

芳川顕正宛 (写

南書翰は御一読丙丁に被附度候。

五八 明治23年8月29日

利公今朝十時発車、 明日より出立西遊可仕、家内之者も興津辺まで連越、 夫人其外え宜布御鶴声是祈。 下終に相纏り不申趣、 下すの嫌なしと難申、 する性質と政府之仕向け方との両様に有之と申より外有之間 之横流は議長之抑止する所には無之と奉存候。必竟彼等之現出 候。到底此際頭立つ御役は御免蒙り度心底に有之候。特に議会 分為致滞留可申候。例之議長論は是非相断度ものと万々希望仕 山伯抔の心配は至極尤に候へ共、病源を窮めすして薬剤を 鎌倉に帰るとの事に候。 高見は如何。政党合同も改進党丈けは目 為国家には得歟失歟非識者は可難解。 草略如斯。 頓首再行 書外は期再会。 同所に当 毛

博文

世外老台

五九 明治23年12月28日

之つもり。東久世も腸チビスに罹り急に全癒之目的にも無之故、 と被予測申候。院外より之陰謀も多少有之様噂するもの有之候。 挙動たるを不免、此往予算案之始末に至ては到底調和無覚束敷 為差事も無之、不慣之割合には相纏り居申候。反之衆議院は随 過日は辱恵簡、 後鴻可申。草々頓首 難渋仕居候。尤一両日中小生は寸時帰田、老親を帰省直に出京 不申、病症は旧痾之上にインフレンザー及痔疾等一時に到来 目下之形勢浮説流言百出、雖有識者洞観前途甚難き事と奉存 分乱暴と申候而も宣布、 外に而如御詳知、議会も開会後随分極紛雑候処、幸に貴族院は 居候。乍然外部より之助力は左程功能は無之ものに候。 之閑遊今日如夢御憐察可被下候。山県には気の附丈けは助力仕 日来稍加重、ホテルに而臥蓐医師附切り中々他処へ移動も出 一人受持議事中は和尚の坐席を頼む人も無之仕合に候。一年間 小生も休憩中小田原へ帰息之つもりに候処、愚妻病気両三 不相変御起臥康勝被為渉敬賀至極に候。 必竟憲法又は議院法抔は度外に措き候

긆

世外老閣

十二月廿八日

明治24年5月7日

昨日拝別後、 六〇 山田伯談話之辞職取次は断然謝絶仕候処、

顔 如箭拝晤之間合無之、其内御閑暇も御坐候へは函根辺に而得拝 か田中両人之内と申事之由、 後任之沙汰と相成候外無之勢に立到可申。山田之注文には川瀬 事松方へ申出候趣、多分聖上え相窺候事と相成可申、左すれは 今日当地引払帰田仕候。過刻松方面会候処、 尽力するとの事に付、任其意相待居候処、昨日談合相整候事と すして暴断は不信切と存候故、 臣迄事情及開申、小田原に引取候覚悟に候処、山県伯に一言せ 其内山県伯は立去り候後に付、小生旅館へ帰り一書相認土方大 様之談話有之候故、 度奉存候。 松方伯も御受に相成、是に而一と先相片付候故、 草々頓首再行 いつれも前約とは違ひ候事故一切不引受 一々与相談候而は際限無之、帰心 山県に面会大略相話候処、 山田は終に辞職之 、小生は 同伯

に松方と熟談するとの事に付其意に任せ置候処、

西郷伯来訪同

五月七日

博文

世外老伯

六一 明治24年6月6日

立入り不申候故、細情不存候。普通之人情を以推窮すれは、内兼任とか申事に而一と先落着昨日帰京之趣伝聞、小生は其間に投出し塩原へ立去り一同愕然、山県追躡談合之上御料局御用掛務拝命説順の御料局長官を兼任せさるを不満足に而、即日辞表を止枢府復職、他大臣更迭之事は新聞上に而御承知之通、品川内止枢府復職、他大臣更迭之事は新聞上に而御承知之通、品川内上枢府復職、他大臣更迭之事は新聞上に而御承知之通、品川内上枢府復職、他大臣更迭之事は新聞上の間が開発が開始。

外無之。他は譲後鴻。早々頓首再行
か無之。他は譲後鴻。早々頓首再行
か無之。他は譲後鴻。早々頓首再行

六月六日

世外老台

迂なる憫笑に堪さるものあり。青木は辞職後独公使に伊藤か為めに墜られたりと談せし由、其

六二 明治24年7月19日

候。此段御含宜布願上候。早々頓首時間有之候故、得と御談示置不被下而は齟齬之虞可相生と奉存事間有之候故、得と御談示置不被下而は齟齬之虞可相生と奉存近日之内会合相談仕度と奉存候間、時は松方より取極候筈に付、近日之内会合相談仕度と奉存候間、時は松方より取極候筈に付、近日之内会合相談仕度と奉存候間、時は松方より取極候筈に付、

七月十九日

専文

十一月十四日

博文

註 封筒表「伯井上馨殿

六三 明治24年7月20日

然様奉存候。詳細は御面晤可申上候。早々頓首 上置候。初会之節は黒伯へは不申入論に而、尚都合仕候方、可 昨夜は御投書鳴謝、不在に而不能奉復候。品川子爵へ得と御談 示相成候趣、好都合と奉存候。集会時日は松伯取極候節可申上 小生今日伊皿子五十番地伊集院旧邸へ移転仕候。為御知申 七月廿日

博文

世外老伯閣下

明治24年11月14日

破壊せさる様致注意呉候様、是又御伝言奉願上候。書外譲他日。 御注意被成置可被下候。且松方には井上毅伊東巳代治両人間を 之為手数を掛候事閉会後最多く可有之と奉存候。松方品川へも 願上置候。且相成儀に候へは折節山県黒田両伯えは御会合無之 掛陸與来訪、于今過日来之気鋒不相挫様被察候故、充分御解諭 昨日は大雨鉄道も随分欝屈と奉存候故一日延引、 而は突然如過日問題より一時之激昂を来し、 不免と被察候故、万無御疎奉存候へ共、御注意奉願上候。出立 西行之筈に候。将来之形勢を熟考仕候処、 到底本年は大破烈を つまらぬ事に回復 今朝原田伴愈

世外老伯閣下

ŋ 報知新聞にては老台と小生が大隈を追出したるが如く書散せ 世上万事如此

註 封筒表 「井上伯爵殿 伊藤博文 親展密

六五 明治25年1月27日

と傍観愚痴而已に而一も取るに足るへき妙案を不承候故 十九日夕景出京相叶候得は、同日参邸可得拝晤。早々奉復 謹慎加養罷在候へ共、是非三十日には高輪邸集会に臨席仕度| 御憐察可被下候。一昨夜帰田来少々下痢に而熱気を帯候故目下 身を投して救護を図るの一途に出るの外なきを得んやと申心底 策有之候得は、小生愚説を偏守可仕儀には無之候得共、唯杞憂 然所見を実行仕度と申儀に有之候。勿論諸先生に於て済世之大 老へ吐露仕候事に付頗御心配被下候儀、 伊東巳代治え御依托之貴翰昨夜接収拝読仕候。小生宿論両三諸 前途之形勢尋常一般之手段に而可療治病根に無之候故、 不本意至極に奉存候

世外老台下

月廿七日

明治25年3月1日

博文

릇

憾至極に奉存候。今朝松方来臨、 恵函拝読、今朝来品川御面会御談合之趣終に無効に帰候事、 老台御退避之上は更に致方も 遺

之模様に被察候。 迄之辞職云々の次第は前文之通りに候処、此往はいかにも危険 あらす云々との論に樺山却て同意を表し候より起り候云々承及 効能事に付、寧ろ黒幕へ投け付候方可然、必竟我々の義務には 品川の論に先輩の遣り残り之仕事に我々如何様尽力候共到底無 致勘考呉候様との事に候。其節三大臣辞職云々は如何之訳合な 議会迄は是非共遣り抜き候方宜からんと相勧置候処、兎も角も るや相尋候処、樺山品川を訪ひ同人之辞職を引留め候積之処、 無之儀に付、最早投出候方可然と思考す云々承候に付、夏期之 高嶋の論は決して右様之訳には無之との事に承及侯。 明早朝御来臨被下候へは尚御直に可相伺候。 今日

早々頓首

三月一日

博文

世外老台

明治25年7月11日

きがと申程之事情に有之候故、 尊翰拝誦、 今後之事に付而も少々申上置度、 百十銀行之検査余程面倒之事に立到、 後刻参館詳細可申上候処、 兎角御相談不申而は不相叶、 旁後刻御邪魔可申上候。早々 木梨は自殺でもせねば能 山口木梨信一より来書、 且

七月十一日

世外老伯

〔註〕 封筒表 「井上伯爵閣下 博文 親展」

六八 明治25年7月20日

候。得菴于今滯在に候得は司法云々事実如何御尋可被下候。 外無之事情に陥り可申、 代治早速松方を訪問相話候処利子配当を差押候趣、目下之形勢 に而は縦令木梨致出京候共申訳は相立不申事に付、 山口県知事より暗号電報に而銀行一件、別紙之通申来、 頗煩念之至に奉存候。伊東書東入貴覧 到底閉業之

早々頓首

七月廿日

世外老伯閣下

註 封筒表「〔井〕上内務大臣殿 博文 密啓親展

六九 明治25年7月31日

存候。此際互に無遠慮披襟懐吐露心衷不以定大猷時は、 候事相叶候得は、不空時日して廟略之方針一其帰頗好都合と奉 奉存候間、其内御都合を以山品松之諸老御会合一応御談合被下 痢之気味に而為差事には無之候得共、 仕候段、国家之為大慶至極に奉存候。小生昨夕帰田少々腹痛下 御懇書拝読山伯品子御会合将来之政図御談合相成意嚮大略投合 士終に国家之大罪人たらさるを得さるに至るべしと真に不勝憂 帰京両三日御猶予相願度 薩長人

博文

の方略大算に可有之候。此辺篤と御含味被下候而御談示可被下と不得不謂候。先以此憂を除却する眼前の急にして其次は対他職に洞観仕得申候。今にして之を救護するの手段を施さされは職所も不可及、果して其時に至らは其責其罪何人に帰すへき乎、職者を待すして明白ならん。是小生か憂慮して休まさる所に御職者を待すして明白ならん。是小生か憂慮して休まさる所に御職者を待すして明白ならん。是小生か憂慮して休まさる所に御職者を持すして明白ならん。是小生か憂慮して休まさる所に御職者を持ずして明白ならん。是小生が憂慮して其次は対他を不得不謂候。先以此事を除却する眼前の急にして其次は対他を不得不謂候。先以此事を除述する。此辺篤と御含味被下候而御談示可被下候而御談示可被下候所知談示可被下候所知談示可被下候所知談示可被下候所知談示可被下

世外大伯閣下

先は拝答而已。草々頓首

七月三十一日

註〕 封筒表「宮ノ下奈良屋 井上伯爵殿 至急親展

七〇 明治25年8月8日

事を今更変更之儀は頗感困難候事に有之、書余は後刻譲拝鳳。存候。山田云々は黒田より談合有之候へ共、一旦上奏相成居候正午頃にも可相成歟と被察候に付、呼出は必其前に可相成と奉翰教敬読、本日九時頃参朝之筈松方申合置候。一同拝命は多分

八月八日

井上伯殿

博文

七一 明治25年10月13日

くも難測、日々新聞の論旨は至当なれとも福沢を指して老頑迂中に有之候故、万一も小生命を下して攻撃せしむる乎と疑を抱来日々新聞に而頻りに時事新報の天津条約廃棄説を攻撃せる最天津条約之事は福沢へ御談話無之方可然と奉存候。其故両三日

申上置候。早々頓首

十月十三日

博文

僻抔と罵詈するは甚不宜候故、今朝も伊東へ勧告仕置候。為念

世外老台

事と奉存候。い細は伊東より申上候事と奉存候。 昨夜伊東を訪来り候由、頻りに老台を称誉仕居候趣是以知其心 一尚々其後病気は更に異状無之候故御安心可被下候。井上角五郎

七二 明治25年10月24日

と被察候。江木衷如きは法学者の一人にして是等の大則は不心近来行政官の漫言は各新聞紙と伯仲するものありと申も非誣言奉存候処、街政官吏としては紀律上不都合の事と不得不謂と勅令は無効云々之事を論し、巳代治より不都合なりと申越候故執報と申雑誌に而江木冷灰の名を以狩猟規則は法律抵触にして熱程性候処、行政官吏としては紀律上不都合の事と不得不謂と教育性候処、行政官吏としては紀律上不都合の事と不得不謂と対方事件に付致面会度と申越候故、午後四時頃可致面唔段相高智県改革之始末に付而は余程議論有之者と相見、本日谷干城高智県改革之始末に付而は余程議論有之者と相見、本日谷干城

十月念四日

内務大臣閣下

博文

註〕 封筒表「井上内務大臣殿 伊藤博文 機密親展至急。

七三 明治25年10月26日

上置候。早々頓首御坐候故、土佐人連異説無之は无論と被察申候。此段為御含申御坐候故、土佐人連異説無之は无論と被察申候。此段為御含申度と雑談半分に相話候処、谷は真面目に引受候由に而、勿論一度と雑談半分に相話候処、谷は真面目に引受候由に而、勿論一候処大賛成に有之候。同人之話に過廿日土佐勅任官の会合有之時夜は長談、御邪魔申上候。今朝河野大臣来訪に付谷之事相話

十月念六

博文

世外大兄坐下

封筒表「井上内務大臣殿 伊藤博文 機密親展」

註

七四 明治25年10月28日

は承知仕候。可成尽力可仕候。早々頓首今朝奉乞拝謁、大略奏聞、宸慮を可奉伺心得に御坐候。陸之事貴翰拝読、谷子家之事、今朝土方へ御談合之趣敬承。谷之事は

十月二十八日

内務大臣殿

〔註〕 封筒表「内務大臣殿 博文 密親展」

七五 明治25年12月11日

情は、聊訝ケ敷事に被察候。其故は曽而小生へ相談有之候儀は、同人よりも承候上、条例案一読愚見可申上候。後藤伯切迫之事後藤伯御談話之事情、詳細御示敬承仕候。末松御遣之上は尚亦

何の効能も有之間布に付、巳代治へは如御申越異論を不主張様、は毛頭不承候。乍然今日と相成、右等之不都合を鳴らし候共、議院に提出相成候前に、全国取引処頭取等へ相談可有之等之事而、如斯余地無之儀にはあらすと存居候事に候。其上改正条例条例改正案着手相整候上は内閣へ差出、乞指揮度云々々有之候

灵

十二月十一日

篤と申談置候様可仕候。匆々拝復

博文

世外老台

〔註〕 封筒表「井上内務大臣殿 博文 密啓親展

七六 明治25年12月16日

談話有之候改革上之御意見に付、詳細貴意之所在相窺置度、小昨夕は御多忙中私事之為懸御苦労、恐縮之至に奉存候。其節御

付、万一御都合出来候へは幸甚也。為其。勿々頓首面白候。今日は御用暇如何御示可被下候。夕景は少々差支候に不申而は、会議之席に而議論末節に渉候は、遷延之端と相成不不申のは、会議之席に而議論末節に渉候は、遷延之端と相成不候。明日は内閣一統集会云々大臣より申来候に付、概略取極置生は区々たる瑣事には更に拘泥不仕候故、貴意之侭御示可被下

世卜邑白

十二月十六日

博文

〔註〕 封筒表「井上伯殿 伊藤博文 拝復

七七 明治26年1月8日

採納するか如きの形勢に際せは、政府は不得止、 を復活し、特別地価修正を決行せんとするものの如しと雖、 推察候得は、増税二案を廃除し、僅に所得税案を存し、巡洋艦 之を認容するを得策とすべし。合議の結果は兎角責任を忌避し、 法を改正して地方裁判に単独判事を用ゆるは、 は断乎不同意を唱道して、之を排除するの外無之候。裁判構成 於て行政整理の結果に依り減削する事あるも、 回の外有之間布と存候。六十七条の費目は、縦令後日、 れ政府の同意を表し難き所にして、貴族院若し衆議院の決議を に付、愚案之大略御参考迄申上置候。議会目下之情勢を以、 局も到底従前と無異、 に付而は、 新年休暇も僅に一日と相成、議会も愈明九日より御再開相成候 別而御繁劇之事不堪遥察候。 予算不成立と申之外有之間布被察候。 竊思に、 政府に於ても、 衆議院の査定案 地価修正案撤 議会本年之終 政府に 致

> 足り可申と被察候に付、 司法官近来の弊患到底不可永続は不待論、 思過半者矣。 を完成する、 国会容民議は、上聖皇の宸慮にして又先輩の所経画、 日と雖有異、 木戸大久保二公会于大坂、竟に伴板垣帰。当時の形勢自から今 不知有国民にては未免悖戻政理也。 する所にあらされとも、 条例の如きは、 単独専任にして其責の帰する所を明にするに不如と存候。新聞 熟思するに議会の病は既に入膏肓、 書外譲後鴻草略候。 頗至難の事業なり。 然れとも、我輩処今日須学其寛容濶大襟度、 停止二周間あれは取締上充分の戒飭を加ゆるに 相応之処に而、 政府も亦眼中独見有反対党、 諸公、若繙過去十年歴史、有 頓首再行 回顧すれは明治八年の春、 通常の薬石の能く医療 得和衷候様有之と奉存 之を矯正するには、 而して如 而して之

一月八日

山県伯

黒田伯閣下

井上伯

諒恕可被下候。歩艱難多忙の際臥病蓐、百事煩諸公、遺憾無窮事に候。不悪御歩艱難多忙の際臥病蓐、百事煩諸公、遺憾無窮事に候。不悪御再伸(博文微恙幸に漸次得快復候間、御省念奉仰候。実に此国

封筒裹「一月八日」 〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 伊藤博文 密啓親展

段、不堪遥察候。開会以来之経過に付熟考仕候へは、如何程之 に帰着仕候は如覩火に候へは、縦令如何程之譲歩を為すも為其 手段を尽し候共、 り尚亦御配慮之次第逐一拝承、実に不容易日夜御苦慮を煩候 不啻候。新聞紙上に而大略は承知仕居候へ共、御細書之趣に依 に付、毫髪も遺憾は無之、 時下倍御清適敬賀仕候。議会之事情蒙御細報、 到底今日之衝突に陥事は不可免之段と被察候 政府反対党之意気は畢竟其主眼顛覆 鳴謝

和衷協同に到候事は万々有之間布、

彼は政府の不容民議を主唱

ならんと奉存候。 之方便も有之間布と奉存候間、自然之結果に被委候事却而上策 之候へ共、事茲に到候上、彼より申出候外政府より別段御着手 閉会中彼等之意中には、 候へ共、万一伊東御遣相成候へは、其節談合仕御参考に可供候。 宸断の所在を御示相成候事必要乎と奉存候。勿論閣議も可有之 共、更に差支無之様奉存候へ共、上奏案に対しては、 きなきは、当然之事と奉存候。彼等は多分再開之上、上奏或は 府は自己之自信する所を以、国家を維持するの外手段の施すへ 仕候へ共、議会も政府に対し一歩も不仮之事情に有之候故、政 信任投票に出る必定に可有之候処、信任投票は無頓着に捨置候 臨機応変御処分は間不容髪に御決行相成候事 政府より誠協議ならんとの邪推も可有 詔書を以

世外老閣坐右

月十八日

には 一と先帰京可仕歟と奉存候へ共、 未た確とは難申上候。

微恙大に快癒を覚候間、

決而御懸念被下間布候。

廿日過

証 封筒表 「井上伯爵殿 博文 親展

七九 明治26年2月14 В

得隴望蜀、無論之事にして、予防必要と奉存候間、 せす相顕し候事、実に不容易と奉存候。今晩拝謁叡慮も相伺置 願上候。此際に当り、 に付、何とかして是非明朝九字迄に山県出院仕呉候様、 被下候。且亦明朝は事誼に寄り議場に臨、 有之候へは、内閣以外え今日之決議相漏候時は、 今晚品川子爵御尋問可申由、 内閣内部分裂の意を、 唯今承及候処、 一演説を試候つもり 縦へ表面裏面に関 極而御難渋には可 明日之談判 必御注意可 御尽力

二月十四日

候間、

他は明朝御話可申上候。早々頓首

世外大伯

즲 封筒表 封筒裏 「伊藤博文 「〔井〕上内務大臣殿 機密

只今陸奥渡辺両大臣談判を了りたり。種々議論有之候へ共、結 八〇 明治26年2月17日

博文

御高慮之侭に御施行被下、更に遺憾無之候。早々拝復

早々頓首 べしとて、 相成事を断言したり。彼等は、然れは予算委員会え其趣を報す 局政府は、 已に同意し得る者は表明したるに付、 引取り候由に候間、最早成否共々彼等の責任なり。 此上は同意不

博文

内務大臣殿

き 封筒表 「井上内務大臣殿 博文 密至急

八一 明治26年2月17日

為差事有之間布と存候故、 渡辺両大臣、尾崎楠本石田三人と談判中に有之候。多分今晩は、 尊翰敬読仕候。御歯痛之趣、御自愛専一に奉存候。 可申上候。早々頓首 御出院に不及候。何乎用事有之候へ 只今、陸奥

二月十七日

博文

世外大兄

明治26年3月1日

充分御注意専要と奉存候。農商務の劇進に付ても、頗物議有之 方え転任と相成候は、移動無常の感を抱くもの相生候由に付、 言に出さる乎の疑惑も有之由、又同人も僅に数月を出すして地 を警保に御登庸は、余程不服之者も有之候由に而、或は彼か讒 と相成候へは、无論辞職之決心なるやに承及候。特に高崎親章 候処に而も、到底不面白結果を生候哉に被見受候。園田も転任 愕之趣に而、四方奔走是非留任を希望するの形勢に有之候。全 体此事は甚懸念仕居候処、陸軍大臣御協議之旨も御噂有之候に 御繁劇拝察仕候。 熟和納得之上相纏り候事ならんと奉存候処、不図も今日承 陳者、警視総監転勤之説漏洩、警視部内頗驚

> は、佐藤暢より申上候様申付置候に付、御聞取可被下候。 候処、内務は一層の関係不容場処旁操縦御面倒と奉存候。い細 三月十四日 為其。

早々頓首

内務大臣殿

博文

註

封筒表「内務省 井上内務大臣殿 封筒裏「三月十四日午後三十分」 伊藤博文 至急親展

明治26年4月4日

憲兵大佐三間正弘石川県令に、小畑美稲香川県令に被任之閣議

間は多年憲兵大佐奉職に候処、後任は如何に相成筈に候哉。御 意見承り度候。早々頓首 案提出相成居候処、両名共本人等内諾之上御申立有之候哉。三

四月四日

内務次官殿 内務大臣殿

八四 明治26年4月9日

拝答。早々頓首 可仕候。 翰教敬読。 宿恙は其外為差異状無之候、 来十五日西郷伯品川別邸集会之儀敬承。同日必参班 御安神可被下候。不取敢

四月九日

世外老伯閣下

博文